

技能講習等講習会予定表

| 技能講習等講習会予定表       |    | 学 科 |            | 実 技       |               |           |               |           |              |
|-------------------|----|-----|------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------|--------------|
|                   |    | 日   | 会場         | 日         | 会場            | 日         | 会場            | 日         | 会場           |
|                   | 4月 | 3   | ポーラ名古屋ビル   | 4.5,6     | NSB東海         | 8.15.22   | トヨタL&小牧       | 8.15.22   | 水谷運輸         |
| フォークリフト運転(31Hコース) | 4月 | 3   | ポーラ名古屋ビル   | 4.5,6     | トヨタL&F白金オフィス  | 7.8.14    | トヨタL&F白金オフィス  |           |              |
|                   |    | 6   | ポーラ名古屋ビル   | 9.10.11   | NSB東海         | 12.13.16  | NSB東海         | 15.21.22  | トヨタL&F白金オフィス |
|                   |    | 10  | ポーラ名古屋ビル   | 11.12.13  | トヨタL&F白金オフィス  | 16.17.18  | トヨタL&F白金オフィス  |           |              |
|                   |    | 19  | 伏見第一ビル     | 20.23.24  | NSB東海         | 25.26.27  | NSB東海         |           |              |
|                   | 5月 | 7   | ポーラ名古屋ビル   | 8.9.10    | NSB東海         | 12.13.19  | トヨタL&F白金オフィス  |           |              |
|                   |    | 8   | ポーラ名古屋ビル   | 9.10.11   | トヨタL&F白金オフィス  | 14.15.16  | トヨタL&F白金オフィス  |           |              |
|                   |    | 11  | 産業人材支援センター | 13.20.27  | 東レ(株)岡崎工場     |           |               |           |              |
|                   |    | 15  | ポーラ名古屋ビル   | 16.17.18  | NSB東海         | 21.22.23  | NSB東海         | 20.27.6/3 | 水谷運輸         |
|                   |    | 17  | 江南市民文化会館   | 20.27.6/3 | オークマ(株)       |           |               |           |              |
|                   |    | 17  | 西尾市文化会館    | 21.22.6/2 | 西尾自動車学校アイシン精機 | 23.24.6/2 | 西尾自動車学校アイシン精機 |           |              |
|                   |    |     |            | 23.24.6/3 | 西尾自動車学校アイシン精機 | 28.29.6/3 | 西尾自動車学校アイシン精機 |           |              |
|                   |    | 18  | ポーラ名古屋ビル   | 21.22.23  | トヨタL&F白金オフィス  | 20.26.27  | トヨタL&F白金オフィス  | 20.27.6/3 | トヨタL&F北名古屋   |
|                   |    | 18  | トヨタ教育センター  | 19.20.21  | トヨタ教育センター     | 26.27.28  | トヨタ教育センター     |           |              |
|                   |    | 18  | アイブラザ豊橋    | 20.26.27  | トピー工業(株)      |           |               |           |              |
|                   |    | 23  | ポーラ名古屋ビル   | 24.25.28  | NSB東海         | 29.30.31  | NSB東海         |           |              |
| 技能講習              | 6月 | 28  | ポーラ名古屋ビル   | 29.30.31  | トヨタL&F白金オフィス  | 6/1.4.5   | トヨタL&F白金オフィス  |           |              |
|                   |    | 4   | ポーラ名古屋ビル   | 5.6.7     | NSB東海         | 8.11.12   | NSB東海         | 10.17.24  | トヨタL&F小牧     |
|                   |    | 5   | ポーラ名古屋ビル   | 6.7.8     | トヨタL&F白金オフィス  | 9.10.16   | トヨタL&F白金オフィス  |           |              |
|                   |    | 8   | トヨタ教育センター  | 9.10.11   | トヨタ教育センター     | 16.17.18  | トヨタ教育センター     |           |              |
|                   |    | 11  | ポーラ名古屋ビル   | 13.14.15  | NSB東海         | 17.23.24  | トヨタL&F白金オフィス  | 17.24.7/1 | 水谷運輸         |
|                   |    | 14  | ポーラ名古屋ビル   | 15.18.19  | トヨタL&F白金オフィス  | 20.21.22  | トヨタL&F白金オフィス  |           |              |
|                   |    | 20  | ポーラ名古屋ビル   | 21.22.25  | NSB東海         | 26.27.28  | NSB東海         |           |              |
|                   |    | 28  | アイブラザ豊橋    | 7/1.7.8   | トピー工業(株)      |           |               |           |              |

|         | 講習会の名称                              | 会 場                    | 30年度 講習等日程            |                       |                       |
|---------|-------------------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
|         |                                     |                        | 4月                    | 5月                    | 6月                    |
| 技 能 講 習 | ガス溶接<br>【学科1日 実技1日】                 | (学)ポーラ名古屋ビル            |                       | 17                    | 6                     |
|         |                                     | (実)豊田自動織機              |                       | 19                    | 9                     |
|         |                                     | (学)ポーラ名古屋ビル            |                       | 7                     | 27                    |
|         |                                     | (実)トヨタ教育センター           |                       | 12                    | 30                    |
|         |                                     | (学)トヨタ教育センター           | 12                    |                       |                       |
|         | 酸素欠乏・硫化水素<br>危険作業主任者<br>【学科2日 実技1日】 | (実)トヨタ教育センター           | 13                    |                       |                       |
|         |                                     | ポーラ名古屋ビル               | (学)11.12<br>(実)13or14 | (学)9.10<br>(実)11or12  | (学)6.7<br>(実)8or9     |
|         |                                     |                        | (学)17.18<br>(実)19or20 | (学)15.16<br>(実)17or18 | (学)13.14<br>(実)15or16 |
|         |                                     |                        | (学)24.25<br>(実)26or27 | (学)23.24<br>(実)25or26 | (学)19.20<br>(実)21or22 |
|         |                                     |                        |                       | (学)28.29<br>(実)30or31 | (学)26.27<br>(実)28or29 |
|         |                                     | 豊橋管内                   |                       | (学)21.23<br>(実)24or25 |                       |
|         |                                     | 豊田管内                   | (学)23.24<br>(実)26or27 |                       |                       |
|         | 有機溶剤作業主任者<br>【学科2日】                 | ポーラ名古屋ビル               | 19.20                 |                       | 18.19                 |
|         |                                     | ポーラ名古屋ビル<br>(土曜1日実技2日) | 25.26                 |                       |                       |
|         |                                     | 伏見第一ビル                 |                       | 12.13                 |                       |
|         |                                     |                        | 11.12                 | 17.18                 | 4.5                   |
|         |                                     |                        |                       | 24.25                 | 11.12                 |
|         |                                     |                        |                       | 30.31                 | 28.29                 |
|         |                                     | 豊橋管内                   | 25.26                 |                       | 13.14                 |
| 特別教育    | 特定化学物質及び<br>四アルキル鉛等<br>作業主任者【学科2日】  | 豊田管内                   | 5.6                   |                       | 12.13                 |
|         |                                     | ポーラ名古屋ビル               | 10.11                 | 8.9                   | 4.5                   |
|         |                                     |                        | 17.18                 | 21.22                 | 11.12                 |
|         |                                     |                        |                       | 30.31                 | 18.19                 |
|         |                                     |                        |                       |                       | 26.27                 |
|         | プレス機械作業主任者【学科2日】                    | ポーラ名古屋ビル<br>(土曜1日実技2日) |                       | 26.27                 |                       |
|         |                                     | 伏見第一ビル                 | 26.27                 | 15.16                 |                       |
|         |                                     | 豊橋管内                   |                       |                       | 20.21                 |
|         |                                     | 豊田管内                   |                       | 29.30                 |                       |
|         |                                     | ポーラ名古屋ビル               | 23.24                 |                       |                       |
| 能力向上等   | 勉強会                                 | 伏見第一ビル                 |                       | 21.22                 | 25.26                 |

表紙写真コメント

|                           |                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社富士プレス<br>常務執行役員 高羽 直樹 | 愛知安全管理者交流会の会長を拝命しておりましたご縁から、私の所蔵する大正時代の吹きガラスの花瓶達が、今年度の愛知労働基準協会報の表紙を飾らせて頂く運びとなりました。なるだけ季節感の有る物を、月替わりで掲載して参りたいと存じます。<br>今月号は、緑と黄の吹雪紋様が大変色鮮やかな、菜の花畑のような一品です。高さ16cm程の小ぶりな一輪挿しですが、花を活けずとも部屋の中が明るくなり、春の訪れを感じます。 |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|       | 講習会の名称                          | 会 場                    | 30年度 講習等日程                         |                                  |                                    |
|-------|---------------------------------|------------------------|------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|
|       |                                 |                        | 4月                                 | 5月                               | 6月                                 |
| 技能講習  | 乾燥設備作業主任者【学科2日】                 | ポーラ名古屋ビル               |                                    | 23,24                            |                                    |
|       |                                 | 伏見第一ビル                 | 24,25                              |                                  | 6,7                                |
|       |                                 | 豊橋地区                   |                                    | 30,31                            |                                    |
|       |                                 | 豊田管内                   |                                    |                                  | 5,6                                |
|       | はい作業主任者【学科2日】                   | ポーラ名古屋ビル               | 16,17                              |                                  | 21,22                              |
|       | 石綿作業主任者【学科2日】                   | ポーラ名古屋ビル               |                                    | 28,29                            |                                    |
|       | 鉛作業主任者【学科2日】                    | ポーラ名古屋ビル               |                                    | 21,22                            | 13,14                              |
|       | ショベルローダー等運転<br>【学科1日・実技3日】      | ポリテクセンター               | (学)17<br>(実)18,19,20or<br>23,24,25 | (学)8<br>(実)9,10,11or<br>14,15,16 | (学)12<br>(実)13,14,15or<br>18,19,20 |
| 特別教育  | アーク溶接<br>【学科1.5日 実技1.5日】        | (学)(実)ポーラ名古屋ビル         | 24,25                              |                                  |                                    |
|       |                                 | (実)豊田自動織機              | 28                                 |                                  |                                    |
|       |                                 | (学)(実)ポーラ名古屋ビル         |                                    | 19,20                            | 4,5                                |
|       |                                 | (実)ポリテクセンター中部          |                                    | 27                               | 10                                 |
|       | 自由研削といし・取替・<br>試運転【学科・実技 計1日】   | (学)(実)<br>ポーラ名古屋ビル     | 23                                 | 14                               | 25                                 |
|       | 機械研削といし・取替・試運転<br>【学科1日・実技0.5日】 | (学)(実)トヨタ教育センター        | 19,20                              |                                  | 14,15                              |
|       | 産業用ロボット(検査・教示)<br>【学科2日・実技1日】   | (学)ポーラ名古屋ビル<br>(実)三菱電機 |                                    |                                  | 11,12<br>13or14or15                |
|       | ダイオキシン【学科1日】                    | ポーラ名古屋ビル               |                                    | 14                               |                                    |
|       | 粉じん【学科1日】                       | ポーラ名古屋ビル               |                                    | 25                               |                                    |
|       | 低圧電気【学科1日 実技1日】                 | (学)(実)ポーラ名古屋ビル         | 12,13                              | 15,16                            | 7,8                                |
| 能力向上等 |                                 |                        |                                    | 28,29                            |                                    |
|       | 安全衛生推進者【学科2日】                   | 伏見第一ビル                 |                                    | 28,29                            |                                    |
|       | 局所排気装置等自主検査者<br>【学科2日 実技1日】     | (学)(実)<br>ポーラ名古屋ビル     |                                    | (学)8,9<br>(実)10or11              | (学)12,13<br>(実)14or15              |
|       | 安全管理者選任時研修<br>【学科2日目】           | ポーラ名古屋ビル               | 10,11                              |                                  | 6,7                                |
|       | 衛生管理者(一種)【学科4日】                 | 伏見第一ビル                 |                                    | 8,9,10,11                        | 18,19,20,21                        |
|       | 潜水士【学科2日】                       | ポーラ名古屋ビル               |                                    | 21,22                            |                                    |
|       | 作業環境測定士                         |                        |                                    |                                  | 25,26                              |

| 研修等の名称 | 30年度 研修日程     |    |    |
|--------|---------------|----|----|
|        | 4月            | 5月 | 6月 |
| 研修     | 第1回労務管理セミナー   |    | ○  |
|        | KYT1日研修会(第1回) |    | 22 |
|        | 熱中症予防対策シンポジウム |    | 6  |

※上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。※日付の 〇 の表示は、土・日・祝日で。

4

2018  
vol.511

平成30年4月発行

公益社団法人愛知労働基準協会



黒高台白地吹雪一輪挿し



アー・アール・ケイ マンスリー

CONTENTS

2・3 ・ARKインタビュー

愛知労働局からのお知らせ

- 4 ・人事異動  
・災害発生状況

- 5 ・愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃が  
改定されました

- 6 ・医師の判断なく健康診断項目の省略は出来ません。  
・チームのサポートがあれば、仕事も休日も、もっと輝く。

協会だより

- 7 ・特定健康診査等の実施に関する協力依頼について(抜粋)  
・高気圧作業安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を  
改正する省令等の施行等について(抜粋)  
・「平成30年度 愛知産業安全衛生大会」を開催します!

総務部だより

- 8 ・LGBTセミナー「職場におけるLGBTへの対応」開催報告

- 9 ・平成29年度5部会合同部会開催報告  
・第34回理事会開催報告  
・第7回定時会員総会開催案内

教育事業部だより

- ・副実管理者業務検討会の開催

- 10 ・第2回メンタルヘルスセミナー 心の健康講演会  
「企業の健康配慮義務」と「労働者の自己保健義務」開催報告

- 11 ・平成29年度賃金セミナー  
「働き方改革に対応した人事・賃金制度設計」開催報告

インフォメーション

- 12 ・技能講習等講習会予定表

# ARKインタビュー

当協会役員の皆様の人となり等をご紹介しますコーナー、今月号は縣理事です。

## 理事 縣 正樹 氏

(豊川信用金庫 常務理事)

[ 略歴 ]

昭和52年 豊川信用金庫入庫。  
平成20年 理事・本店営業部長、22年 本部事務部統括、24年 常務理事に昇任し、28年 融資部担当役員、現在に至る。  
28年から当協会理事。



縣 理 事

## 「何とかなる」

### 役員としての抱負をお聞かせください。

東三河地区にも自動車関連を主とした製造業から、地域の特徴をいかした6次産業（農業者が畜産物・水産物の生産だけではなく、食品加工・流通・販売にも携わる形態）の企業も多く、そこで大勢の人が働いています。最近では外国人の就労者が増えており、雇用の確保や地域の活性化等が今後の重要な課題になると認識しています。協会活動を通じて、こうした課題解決に向けて積極的に取り組んでいきたいと思っています。

### 安全衛生に対する考え方を教えてください。

当庫では、取引先を訪問する職員が100名以上おりますが、その内7、8割は単車（バイク）を使用するため、交通事故に遭遇する頻度が少なくありません。近年、単車を運転した経験が少ない者も多く、新人の単車事故が年に何件か発生することがあります。そのため、初めてお客様回りに出る新人には、事前に地元の単車スクールへ通わせるほか、他の職員にも交通マナーをしっかり守り安全に運転できるよう、適正検査も含めた講習を受講させています。

また、35歳以上の職員は健康診断を人間ドックに統一していますが、健診結果で異常が見つかった後も再検査を受けない職員がいたことから、保健師による全員面接を導入し、再検査・治療等を促すことも含め各種指導を行っています。人事部員が促す程度で

は病院に足が向かなかった者も、保健師に直接相談できることから、再検査に行くようになったと聞いています。

メンタルヘルスに関しては、体調を崩して休職していた職員を復職後に他部署へ配置転換する等、本人のモチベーションが上がる環境をつくっています。

### 仕事に対する考え方を教えてください。

業種は金融業ですが、サービス業としての一面も担っている当庫に入庫して40年程が経ちます。日々働きながら本当に良い仕事に巡り合ったと思うのは、数え切れない程の方と接していろいろな話を聞き、多くのことを学ぶことができたことです。当庫は地域密着型の信用金庫として、メガバンクでは補いきれない細部までをサービスの一環として対処することが可能です。当庫の基本理念の一つ「地域社会の発展への奉仕」のように、地元の人間として尽力できることを大変ありがたく思っています。

### 「求められる人材について」教えてください。

当庫では、「中小企業の健全な発展と地域社会に奉仕する」との基本理念の下、様々な事柄に積極的かつ前向きに対処できるよう職員を教育しています。最近では自分で考えることなく、指示を常に待つ「指示待ち人間」が多いと聞きますが、たとえ何か失敗したとしても、その時にきちんと報告ができれば大きな問題になることを防ぐことができます。繕った報

告がされると、間違った対応を招くことになるので、かえってお客様に不快な思いをさせたり、結果的にご迷惑をかけることに繋がってしまいます。これを職員にしっかりと理解させ、自分で考え行動できるよう指導しています。

### ワーク・ライフ・バランスについての考えや取り組みについて教えてください。

職員のプライベートな時間を確保するため、少しでも残業を抑制したいと思っていたところ、理事長の指示で営業店舗の各係ごとに目標残業時間を設定することにしました。例えば、地区営業係は5時間、融資係は3時間、テラー係は1時間等を設定し、その時間内に業務を終えられるよう各係が取り組みを行っています。当初は、今まで二桁の時間を要していた業務をいきなり一桁以下にすることを求められ、目標達成は困難との声も聞かれました。お客様サービスの低下に繋がるとの懸念もあり、実際にお客様から直接ご意見をいただいたこともありましたが、全職員が目標達成に真摯に努力し、お客様に誠心誠意対応するとともに、残業時間削減への取り組みを説明してご理解を得る等して、なんとか形が整い始めてきました。現在では、本部以外で残業時間が二桁になる営業店舗はほぼなくなり、17時半が終業時間ですが、18時には大半の職員が仕事を終えています。いろいろ難しいこともありますが、業務内容の見直しがしっかりとできれば、残業の抑制は可能だと思います。

また、有給休暇は、金融庁から必ず連続休暇(5日間)を取得するよう指導されていますので、全職員が休めるよう努力しています。

### 健康法や趣味があれば教えてください。

営業店舗での勤務時は取引先への訪問機会も多いことからカロリーも消費しやすく、50歳半ばまで健康上の問題はありませんでした。したがって、特に運動等は行っていませんでしたが、22年から本部勤務になって取引先への訪問機会も減り、人間ドックで高血圧と診断され、運動不足を実感するようになりました。そこで、趣味の一つであるゴルフのラウンドでは極力カートに乗らず、歩くようにし、週に1回はスコア

アップと体を動かす目的で練習場へ行っています。また、友人の勧めで始めたトレッキングも楽しみの一つです。県内外の方から人気がある本宮山等にも登ります。こうした山の麓には温泉施設も多く、トレッキングの際の立寄りも含めて、月に2回程度は妻と一緒に日帰り入浴を楽しんでいます。

食生活については、禁煙してから体重が増えましたので、太りやすい晩酌後の食事を軽めにしています。

### 最後に、座右の銘はなんですか。

座右の銘は特にありませんが、いつも心にあるのは「何とかなる」です。仕事を遂行する上で困難なことが生じた時、考え込んでも良い結果は出ないと思います。とにかく「何とかなる」の精神で、何ごとにも焦らず、まずは取り掛かるようにしています。



### 【豊川信用金庫概要】

昭和12年11月庶民金融と相互扶助の理念に基づき発足。平成29年11月に創立80周年を迎えた。本店は豊川市で、営業区域は豊川市、豊橋市、岡崎市をはじめとする13の地域に38店舗(3出張所を含む)。「中小企業の健全な発展を図る」「豊かな国民生活の実現に協力する」「地域社会の発展に奉仕する」を基本理念とする、協同組織による地域金融機関。

預金:7,533億円、貸出金:4,164億円、出資金:1,537百万円、会員数:41,938人、常勤役職員数:566名(平成29年3月末現在)。



人事異動

| 平成30年4月1日付(順不同・敬称略) |                               |                                |         |                                    |
|---------------------|-------------------------------|--------------------------------|---------|------------------------------------|
| 転入                  |                               | 新(所属・職名)                       | 氏名      | 旧(所属・職名)                           |
|                     |                               | 愛知労働局長                         | 高崎 真一   | 厚生労働省大臣官房付                         |
|                     | 総務部                           | 総務調整官                          | 柳澤 隆文※  | 雇用環境・均等部企画課長                       |
|                     |                               | 総務課長                           | 豊嶋 吉武   | 一宮公共職業安定所長                         |
|                     |                               | 労働保険徴収課長                       | 中野 保子   | 総務部総務課長補佐                          |
|                     |                               | 企画課長                           | 服部 善寛   | 犬山公共職業安定所長                         |
|                     | 雇用環境・均等部                      | 指導課長                           | 山田 高三   | 労働基準部監督課 過重労働特別監督監理官併 労働基準監察監督官    |
|                     |                               | 労働基準部長                         | 黒部 恭志   | 厚生労働省労働基準局監督課 副主任中央労働基準監察監督官       |
|                     | 労働基準部                         | 監督課長                           | 中村 隆    | 富山労働局労働基準部監督課長                     |
|                     |                               | 安全課長                           | 桑原 幸弘   | 豊田労働基準監督署長                         |
|                     |                               | 健康課長                           | 浅井 俊章   | 豊橋労働基準監督署長                         |
|                     |                               | 賃金課長                           | 近藤 慎次郎※ | 労働基準部健康課長                          |
|                     |                               | 労災補償課長                         | 小林 央    | 徳島労働局総務部総務課長                       |
|                     |                               | 職業安定部長                         | 加瀬川 素通  | 名古屋南公共職業安定所長                       |
| 転出                  | 職業安定部                         | 職業安定課長                         | 杉山 龍吾   | 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課 労働金庫業務室労働金庫検査官 |
|                     |                               | 職業対策課長                         | 大嶋 健二   | 岡崎労働基準監督署長                         |
|                     | 需給調整事業部                       | 需給調整事業第一課長                     | 山本 茂    | 新城公共職業安定所長                         |
|                     |                               | (独)労働者健康安全機構理事                 | 木暮 康二   | 愛知労働局長                             |
|                     | 厚生労働省労働基準局労働条件政策課 過労死等防止対策企画官 | 厚生労働省職業安定局総務課中央職業指導官           | 小城 英樹   | 労働基準部長                             |
|                     |                               | 名古屋中公共職業安定所長                   | 平川 雅浩   | 職業安定部長                             |
|                     |                               | 名古屋東労働基準監督署長                   | 里中 秀文   | 総務部総務調整官                           |
|                     |                               | 豊橋労働基準監督署長                     | 塩谷 欽一   | 総務部総務課長                            |
|                     |                               | 厚生労働省労働基準局労災保険業務課 システム管理調整官    | 鹿島 篤    | 雇用環境・均等部指導課長                       |
|                     |                               | 名古屋北労働基準監督署長                   | 橋本 泰明   | 労働基準部監督課長                          |
|                     |                               | 名古屋南労働基準監督署長                   | 三好 了    | 労働基準部安全課長                          |
|                     |                               | 厚生労働省労働基準局補償課労災保険審理室 中央労災補償訟務官 | 西田 吉治   | 労働基準部賃金課長                          |
|                     |                               | 名古屋東公共職業安定所長                   | 今井 修司   | 労働基準部労災補償課長                        |
|                     |                               |                                | 大久保 欣史  | 職業安定部職業対策課長                        |
|                     |                               |                                |         |                                    |
|                     |                               |                                |         |                                    |
|                     |                               |                                |         |                                    |
|                     |                               |                                |         |                                    |
| 退職                  |                               |                                | 山田 芳彰   | 総務部労働保険徴収課長                        |
|                     |                               |                                | 榊原 晴親   | 職業安定部職業安定課長                        |
|                     |                               |                                | 鈴木 誠一   | 需給調整事業部需給調整事業第一課長                  |
|                     |                               |                                |         |                                    |

※愛知労働局内の異動のため「転出」欄での記載は省略した。

災害発生状況

労働基準部 安全課

平成29年 愛知県の全産業死亡災害一覧

\*平成30年3月発生分 死亡災害報告は、0件でした。

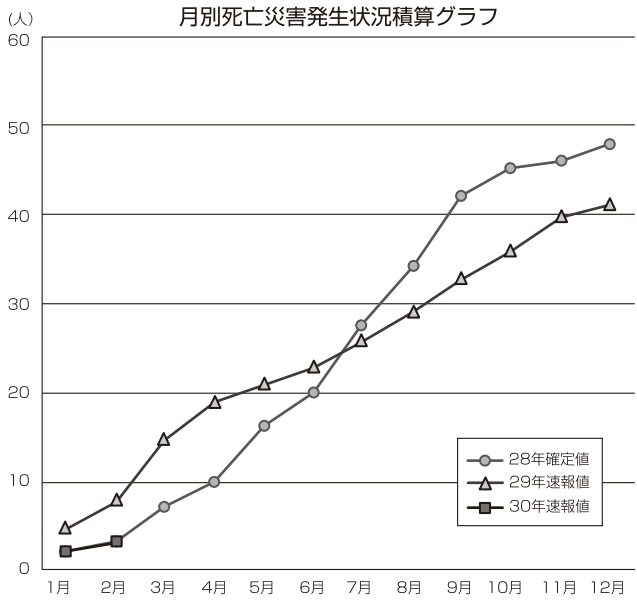
平成30年 愛知県の全産業死亡災害一覧

| 発生月・時間            | 業種  | 労働者数 | 被災者職名 | 年齢  | 事故の型       | 起因物        | 災害状況                                          |
|-------------------|-----|------|-------|-----|------------|------------|-----------------------------------------------|
| 2月<br>11:30～12:00 | 建設業 | 1～9  | 作業員   | 20代 | はさまれ・巻き込まれ | 掘削用機械      | 工事現場において、無資格者が運転するドラグ・ショベルの後退時に左側のクローラで轢かれた。  |
| 1月<br>9:30～10:00  | 製造業 | 1～9  | 作業員   | 60代 | はさまれ・巻き込まれ | その他の一般動力機械 | 工場内において、梱包機を使用して綿材料の梱包作業を行っていたところ、同機に頭部を挟まれた。 |

平成30年 愛知労働局管内死亡災害発生状況

平成30年3月5日現在の速報値

| 【平成30年発生分】 |           |       |         |          |
|------------|-----------|-------|---------|----------|
| 業 種        | 年 別       | 平成30年 | 平成29年同期 | 平成29年速報値 |
| 製 造 業      | 1         | 1     | 1       | 11       |
|            | 食料品製造業    | 0     | 0       | 1        |
|            | 化学工業      | 0     | 0       | 3        |
|            | 鉄鋼・非鉄金属   | 0     | 0       | 2        |
|            | 金属製品      | 0     | 1       | 2        |
|            | 一般・電気・輸送用 | 0     | 0       | 1        |
|            | その他       | 1     | 0       | 2        |
| 建 設 業      | 1         | 1     | 1       | 15       |
|            | 土木工事業     | 1     | 1       | 6        |
|            | 建築工事業     | 0     | 0       | 6        |
|            | その他       | 0     | 0       | 3        |
| 陸上貨物運送事業   | 0         | 1     | 7       |          |
| 商 業        | 0         | 0     | 1       |          |
|            | 卸売業       | 0     | 0       | 0        |
|            | 小売業       | 0     | 0       | 1        |
|            | その他       | 0     | 0       | 0        |
| 清掃・と畜業     | 1         | 0     | 2       |          |
| 上記以外の事業    | 0         | 1     | 8       |          |
| 合 計        | 3         | 4     | 44      |          |



愛知県車両電気配線装置製造業  
最低工賃が改定されました

この度、愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃が改定されました。  
この最低工賃改定は、愛知労働局長が、愛知地方労働審議会(会長 熊田登与子)の答申(答申日:平成30年1月23日)を受けて決定したもので、今回の改定により8つの規格全てについて、下記のとおりそれぞれ4銭から10銭(平均引上げ率15.2%)引き上げられ、平成30年3月25日から発効しました。

愛知県内で、車両電気配線装置製造業に従事する家内労働者の方々に適用される最低工賃が、次のとおり改定されましたのでお知らせします。

最低工賃額:次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

| 業 務    | 内 容                                           | 規 格                                  | 金 額       | (参考) 引上額 |
|--------|-----------------------------------------------|--------------------------------------|-----------|----------|
| カプラー差し | 電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。               | 20センチメートル以下の電線について行うもの               | 1本につき 40銭 | 4銭       |
|        |                                               | 20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの   | 1本につき 49銭 | 6銭       |
|        |                                               | 50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの       | 1本につき 58銭 | 8銭       |
|        |                                               | 2メートルを超える電線について行うもの                  | 1本につき 66銭 | 9銭       |
| チューブ通し | 電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。           | 15センチメートル以下のチューブについて行うもの             | 1本につき 30銭 | 4銭       |
|        |                                               | 15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの | 1本につき 59銭 | 8銭       |
|        |                                               | 50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの     | 1本につき 71銭 | 10銭      |
| 防水栓通し  | カプラーにはめ込む前に防水栓に電線を通すことをいう。(手工具を使用せずに行うものに限る。) |                                      | 1本につき 48銭 | 7銭       |

適用される家内労働者は、愛知県の区域内で車両電気配線装置製造業に係るカプラー差し、チューブ通し及び防水栓通しの業務に従事する家内労働者の方々です。  
上記の家内労働者に委託する委託者(愛知県内外を問わず)は、上記の最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

最低工賃についての照会・相談先  
労働基準部賃金課(TEL052-972-0258)または最寄りの労働基準監督署

特定健康診査等の実施に関する協力依頼について（抜粋）

愛知労働局長から、当協会長をはじめとした関係事業者団体等の長に対して、以下のとおり協力依頼がありました。

医療保険制度では、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、保険者が法定義務の保健事業として、特定健康診査及び特定保健指導を行っております。高齢者の医療の確保に関する法律では、労働安全衛生法その他の法令に基づく健康診断を受診した者については、その結果を保険者が受領することにより、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとする事とされ、また保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを保険者に提供しなければならないとされています。

特に、第3期特定健診等実施計画期間（2018～2023年度）から、糖尿病等の重症化予防等を推進する観点より、特定健康診査に詳細な健診項目として血清クレアチニン検査が追加され、問診項目に歯の状態に関する質問が追加されました。また、厚生労働省では、特定健診・保健指導の実施率を2017年度実績から保険者別に公表することとされています。

労働者の健康管理と糖尿病等の重症化予防を着実に進めていくためには、事業者から保険者に定期健康診断の結果を迅速かつ確実に情報提供することにより、事業者と保険者が一体となって取組を進めていく必要があります。このため、厚生労働省において、事業者から保険者に協力いただく必要がある事項について、別紙「特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者との連携・協力事項について」（以下「連携・協力事項」という。）のとおり整理されたところです。

つきましては、この趣旨を御理解の上、事業者と保険者が緊密に連携して労働者の健康管理等に取り組めるよう、貴会会員事業場等に対し「連携・協力事項」を周知いただきますようご協力をお願いします。

なお、「連携・協力事項」については、平成30年4月1日から適用し、これに伴い、従前の取り扱いは30年3月31日をもって廃止されましたのでご留意願います。

詳しくは当協会webサイト(<http://www.airouki.or.jp>)をご覧ください。

高気圧作業安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行等について（抜粋）

愛知労働局長から、当協会長をはじめとした関係事業者団体等の長に対して以下のとおり協力依頼がありました。

今般、高気圧作業安全衛生規則、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第14号）、高圧室内作業主任者および潜水士免許試験規程、高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第24号）により、高圧室内業務における火傷等の防止に関する規制の見直しおよび潜水士免許等の資格を取得できる者の範囲の見直しに係る改正が行われました。本改正省令および告示は、平成30年2月9日から施行および適用されております。

詳しくは当協会webサイト(<http://www.airouki.or.jp>)をご覧ください。



「平成30年度愛知産業安全衛生大会」を開催します！

- 日 時 平成30年7月4日（水）12時30分～16時05分
- 会 場 名古屋国際会議場（センチュリーホール）
- 内 容 開会挨拶・愛知労働局表彰式・大会宣言  
基調講演 「労働安全衛生行政の動向」（仮題） 愛知労働局労働基準部長  
講 演 「安全衛生活動の取り組みについて」（仮題） 小島プレス工業株式会社 代表取締役社長 小島 栄二 氏  
特別講演 「治療と仕事の両立支援について」（仮題） あいち健康の森健康科学総合センター センター長 医学博士 津下 一代 氏
- 参加費 無料 資料代 2,000円（消費税込）※本大会の申込受付は5月1日（火）から開始いたします。

お問合先 （公社）愛知労働基準協会  
TEL:052-221-1439 FAX:052-221-1440

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、原則法定項目すべてについて健康診断を実施しなければなりません。

医師の判断なく健康診断項目の省略は出来ません。

どんなとき省略出来ますか？

定期健康診断の項目は、労働安全衛生規則第44条第1項に11項目が示されており、同条第2項により、厚生労働大臣が定める基準に基づき「医師が必要でないと認める」ときに限り、一部の項目を省略することが出来ます。

「医師が必要でないと認める」とは？

「医師が必要でないと認める」とは、医師が健康診断時点の対象労働者の健康状態、日常生活状況、作業態様、過去の健康診断の結果、本人の希望等を十分考慮して総合的に判断することをいいます。ですから、例えば事業者が“年齢で一律機械的に健康診断項目の項目を省略する”ことはできません。健康診断の実施に当たり、医師が個々の労働者ごとに、どの項目の省略が可能であるかを判断し、必要な項目については省略することなく検査を実施してください。

定期健康診断以外では？

特定業務従事者の健康診断においても同様に「医師が必要でないと認める」ときは、一定の項目について省略が可能となります。

また、雇入時の健康診断は、省略基準がなく一切の省略ができません。11項目全ての項目について医師による健康診断を行う必要があります。

医師の判断なく省略すると？

法定健康診断の一部未実施となり、事業者は労働安全衛生法第66条に違反していることとなります。

健康診断についてもっと知りたい時は？

定期健康診断についての情報は、厚生労働省のHPをご覧ください。



定期健診の実施



健診項目見直し



X線検査見直し



事後措置

愛知労働局労働基準部健康課・労働基準監督署

詳しくは、当協会webサイト(<http://www.airouki.or.jp>)をご覧ください。

チームのサポートがあれば、仕事も休日も、もっと輝く。

まずは、ゴールデンウィークからはじめよう！

今年は、週休2日制の会社で、5月1日と2日を休むと9連休となります。

仕事と生活の調和のために、「プラスワン休暇」や「年次有給休暇の計画的付与制度」を活用して、計画的に年次有給休暇を取りましょう。

【雇用環境・均等部 企画課TEL:052-972-0252】





## LGBTセミナー 「職場におけるLGBTへの対応」開催報告

当協会は、2月22日(金)に経営者、総務・人事担当者、社労士等を対象に標記セミナーを開催しました。  
昨今、LGBTに対する認識や環境整備の気運が高まっていますが、経団連のアンケートによると、何らかの取り組みを行っている企業は4割程にとどまっています。  
今回のセミナーでは、職場のLGBTへの対応に詳しい 帯刀 康一 弁護士を講師に招き、LGBTに対する正しい理解と企業が取り組むべき事項等について解説していただきました。以下、概要。

### 1 職場におけるLGBTへの理解の必要性

身体上と心の性別が一致しており恋愛対象が異性である、いわゆる「ストレート」の男性・女性以外に、身体上は男性であるが、心は女性あるいは恋愛対象が男性である人等、性には多様性がある。また、性は、身体上の性別(生物学的な性)・性自認(心の性)・性的指向(好きになる性)の3つの要素で判断される。

LGBTとは、「レズビアン(女性の同性愛者)」、「ゲイ(男性の同性愛者)」、「バイセクシュアル(両方の性別を好きになる人、相手の性別にこだわらない人)」、「トランスジェンダー(身体の性と心の性が一致していない人)」の頭文字をとったもので、セクシュアルマイノリティの総称として使用されている。

日本におけるLGBT当事者(以下、「当事者」という。)の割合は約7.6%とされており、職場や取引先にも当事者がいることを認識して行動する必要がある。

また、当事者は、職場でLGBTに関する理解が進まないことでカミングアウトできない等の困難性を抱えており、企業が適切に対応しないと、生産性の低下やハラスメント等により精神疾患等を発症して損害賠償を請求される、差別のある職場としてマスコミに公表される等も考えられ、優秀な学生が応募を敬遠する等のリスクもある。

### 2 喫緊の課題

「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置についての指針」が改正(平成29年1月1日施行)され、職場での当事者に対するセクシュアルハラスメント(以下、「セクハラ」という。)に企業が対応する義務があることが明確にされた。

職場には当事者が「いない」のではなく、「見えていない」だけの可能性を認識し、経営トップは性的指向・性自認に関するセクハラ防止のメッセージを発し、規程に明記するほか、相談窓口担当者にはLGBTに関する研修を行い、さらには、セクハラ申告を受けて調査を実施する際は特にプライバシーに配慮する必要がある。

カミングアウトを受けた場合は、まずは落ち着いて受け止め、積極的にアドバイスをするより、当事者の話に耳を傾けることが重要である。また、原則として本人の同意なしに第三者に開示してはならず、開示する場合は本人の了解を得たうえで行うことが肝要である。職場全体へのカミングアウトの強制、「治らないの」といった無理解な言動、他に当事者がいないかを詮索しないこと等の配慮も必要である。

このようなトラブル防止のため、LGBTへの理解を深める社内研修は何より有用である。

### 3 想定される労働条件に関する諸問題

家族手当等の福利厚生の変異について、法律上の婚姻関係にあることが適用条件とされていない場合に、例えば、同性愛カップルであることのみを理由に適用しないことは合理的な理由が見出し難く、違法・無効とされる可能性が高い。一方、婚姻関係が適用条件とされている場合の変異は、現時点では無効とは言えない。もっとも、トランスジェンダーが性適合手術を受け、戸籍上の性別を変更して法律上の婚姻関係にある場合は適用する必要がある。

他にも、採用、解雇・退職勧奨、配転、服装、トイレ(更衣室)に係る問題と実務対応について裁判例や事例をもとに解説していただき、参加者から、「LGBTに対する現状と基本的な考え方がよく理解できた。」等の意見が寄せられ大変盛況でした。



講演される帯刀講師



熱心に聴講する参加者

## 平成29年度5部会合同部会 開催報告

当協会は、平成29年度事業計画の進捗状況の説明および平成30年度事業計画(案)を樹立するため、2月26日(月)に総務・安全・健康・賃金時間・労災の5部会合同部会を開催しました。冒頭、愛知労働局労働基準部 前監督課長 橋本 泰明 様から来賓挨拶をいただいた後、事務局から「平成29年度 事業計画の進捗状況」および昨年11月に開催した各部会でいただいた意見を反映した「平成30年度 事業計画(案)」について説明しました。

その後、一般社団法人日本クレーン協会東海支部 専務理事・事務局長 増田 稔久 様から「『未来につなぐ労働災害の歴史』～県下で発生した光明寺の惨事などの事例を紹介～」について講演していただきました。



来賓挨拶される愛知労働局労働基準部 橋本前課長



講演される一般社団法人日本クレーン協会 増田専務理事・事務局長

## 第34回理事会開催報告

当協会は、3月20日(火)に名鉄グランドホテルで標記理事会を開催し、愛知労働局労働基準部 前基準部長 小城 英樹 様に来賓挨拶をいただいた後、「平成30年度事業計画(案)および収支予算(案)」、「第7回定時会員総会招集等」、「平成30年度愛知産業安全衛生大会」の承認について上程し、出席理事全員一致で何れも承認可決されました。

## 第7回定時会員総会開催案内

来る平成30年5月22日(火)15時20分から名鉄グランドホテルで標記定時会員総会を開催します。

また、総会終了後には、ご来賓を代表して愛知労働局長 高崎 真一 様のご挨拶および一般社団法人日本雇用環境整備機構 理事長 石井 京子 様のご講演を予定しています。

なお、会員事業場の皆様には別途開催案内を送付しますので、万障お繰り合わせの上、ご出席賜われますようお願い申し上げます。

## 副実施管理者業務検討会の開催

当協会は県内各地で技能講習を実施しています。そのため、実施管理者の職務代行者として複数の副実施管理者を任命し、講習の業務管理を行わせていることから、2月19日(月)に彼らの能力の維持・向上を目的とした業務検討会を開催しました。

冒頭、当協会の専務理事・事務局長から「関係法令等を十分理解し、副実施管理者としての責務を果たしてほしい」とあいさつを述べた後、教育事業部長・実施管理者が、当協会が登録教習機関として自ら定め愛知労働局長に届け出ている「業務規程」に基づいて、副実施管理者の役割、「行政処分事例」から業務規程どおりに行わなかった場合の影響等について説明しました。その後、副実施管理者から、職務に係る質問や講習会運営に関する改善提案が多く出される等、活発な議論が行われました。

今後も定期的に副実施管理者との意見交換の場を設け、技能講習の品質向上に努めていきたいと考えています。

補足:労働安全衛生法第77条第2項により、技能講習の業務を管理する者の配置が求められており、その者を実施管理者と称している。



## 第2回メンタルヘルスセミナー 心の健康講演会 「企業の健康配慮義務」と「労働者の自己保健義務」開催報告

当協会は2月19日(月)に、事業場の人事労務担当者、安全衛生スタッフ等を対象に標記セミナーを開催しました。

企業の労働者に対する安全と健康に係る配慮の範囲が拡大する方向にありますが、一方、健康問題は働く者自身の自覚と私生活における生活習慣病によるところが大きいという側面があります。

働き方改革の下では、企業責任の側面が強調されがちですが、働く者の「自己保健義務」も認識されるべきと考える「ひかり協同法律事務所 パートナー 弁護士 増田 陳彦 氏」をお招きし、裁判例等も交えて解説していただきました。以下、概要。

### 1 企業の労働者に対する健康配慮義務等

安全配慮義務は、労働契約法5条(平成20年3月施行)において「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と明文化され、法律上の根拠が明らかになった。また、職場における労働者の健康保持増進を図るために、労働安全衛生法(以下、「安衛法」という。)では、作業環境管理、作業管理、健康診断等の規定が定められていることから、使用者には健康管理義務があると解される。さらに、電通事件(最高裁平成12年3月24日判決)で「使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負う。」と示されたことから、労働者への健康配慮義務等企业の労働者に対する安全と健康に係る配慮の内容が拡大する傾向にある。

### 2 労働者の自己保健義務

健康は、労働時間や業務上のストレス、有害物質の取り扱い等の労務指揮に関係する一方、労働者自身の素因や基礎疾患、私生活とも密接に関係しており、本人によるべきところが大きい。労働契約上も、労働者には債務の本旨に従った労務提供が求められており、そのためには、相応の健康状態が維持されていなければならないとしている。さらに、くも膜下出血での死亡事案(東京地裁平成22年2月24日判決)では、「労働者は、雇用契約を締結して労働を提供する義務を負っているのであるから、信義則上、これに付随して、自己の健康を管理し、その保持を図る義務を負っていた。」として、健康管理保持義務が肯定されたケースがある。他にもシステムコンサルタント事件(東京高裁平成11年7月28日判決)等自己保健義務を肯定していると解される裁判例もあり、明文規定はないが、法の趣旨や判例、労働契約における信義則からして確立した概念と考えるべきである。

### 3 働き方改革と健康経営における生産性向上

「働き方改革」の下、健康配慮義務の側面でみれば、企業の責任と負担が増す懸念があるが、この機会に視点を変え、企業はこれに一層努めることを宣言する一方、労働者にも「自己保健義務」があることを就業規則の改定や社内教育を通じて周知啓発することが望ましい。その目的は、「労働者の自己責任の強調ではなく、労働者がより生産性の高い労務を提供するために自己保健義務を認識する。これにより企業価値を高め、労働者自身にも還元される。」という「健康経営」の視点を打ち出し、企業全体の意識を高めることである。つまり、「健康配慮義務」や「自己保健義務」を健康経営や生産性向上の視点から捉え、「働き方改革」時代の下、「人」の強みを最大限にいかす経営方針とその実行が重要である。

参加者からのアンケートでは、「労働者の自己保健義務を教育にいかしたい。」等の意見が寄せられ盛況でした。



講演される増田講師



熱心に聴講する参加者

## 平成29年度賃金セミナー 「働き方改革に対応した人事・賃金制度設計」開催報告

当協会は2月28日(水)に、事業場の管理者、総務、人事労務担当者等を対象に標記セミナーを開催しました。

従来の雇用慣行を見直す働き方改革関連法案が今国会に提出される予定ですが、働き方が一段と多様化する中、人事賃金制度を見直す必要があり、これらに詳しい株式会社新経営サービス 人事戦略研究所シニアコンサルタントの森中 謙介 氏をお招きし、「働き方改革に対応した人事・賃金制度」について解説していただきました。以下、概要。

### 1 非正規社員改革への対応

#### (1) 無期転換制度

非正規社員の人事・賃金制度を設計する上で、今年4月から始まる「無期転換制度」への対応が重要になる。その対応は、①完全正社員化 ②限定正社員化 ③無期化(処遇条件改善) ④無期化(処遇条件変更なし)の4つがある。①は既存の正社員と全く同じ条件で転換するため対象者の納得度は高いが、人件費が増加する。②は勤務地や職種、労働時間を限定する正社員で、対象者は雇用の安定が図られ、企業は人的コストを抑制できる等双方にメリットがある。③は労働条件変更を「別段の定め」として、労働契約および就業規則で内容を明確にして無期化する。④は「別段の定め」をすることなく、直前の有期労働契約と同一の労働条件にて無期化する。

②の事例として、三井住友海上火災保険株式会社は総合職と非正規社員との間に勤務地および職務を限定した限定正社員を設置した。当該社員の賃金形態として、月給・賞与(基本賞与+業績連動)・退職金の支給があり、「スタッフ社員」の時給・賞与・退職金なしに比べて大幅に処遇を向上させた。また、登用条件は、現社員区分において業務遂行状況が優れていること、上司の推薦があること等で、本人の応募→書類選考→筆記試験→面接により選出される。限定正社員化の留意点は、勤務地や職務等限定する対象を明確に区分する、対象者にとって魅力的でありかつ収益上継続可能な賃金水準を設定する(概ね正社員の80%が一般的)、双方にとって有益な選択条件を設定することである。

③の事例として、オタフクソース株式会社は正社員とパート社員の間に準社員を設定した。フルタイムで月給(パート社員時と比べると給与月額は同水準だが、賞与を含めると年額が平均5%程度上がる)、退職金ともに能力や勤続年数に応じて支給する等し、これにより人材の獲得、定着、活用に繋がりが生産性も向上した。

#### (2) 同一労働同一賃金

働き方改革関連法案の柱の一つである「同一労働同一賃金」への対応も念頭に置かなければならない。対応としては、「賃金を同一職務の正社員水準まで引き上げる」「仕事の区分を明確にし現状の賃金格差を正当化する」のいずれかであるが、厚生労働省のガイドライン案では、基本給が職業経験や能力、賞与が会社業績への貢献度に応じて支給される場合は同水準が原則となるが、経験や能力、貢献度の違いがあればその相違に応じた待遇差を認めるとしている。

また、手当については、時間外や深夜・休日労働は同一の割増率を適用するとともに、精皆勤手当や通勤手当等は同一の支給としなければならないとしている。

### 2 シニア社員の活性化

シニア社員の対応は、①法令遵守消極活用 ②柔軟活用 ③生涯現役積極活用の3タイプがあるが、活躍を促進するためには②と③がポイントになる。

②は、正社員と同様に高度な貢献内容を求める社員と限定的な貢献を求める社員に区分し、働き方によるコース設定や等級制度を設け、処遇にメリハリをつける。③は、年齢に関係なく積極的に活用するが、会社全体のコストを抑える工夫も必要となる。具体的には、年功的に賃金が高くなっている階層の水準抑制、手当の見直し等により総人件費を抑え、その原資を60歳以上の賃金にするといったことが有用である。

### 3 女性活躍支援

女性の活躍を促進する職種として、「仕事内容や求められる成果は総合職とほぼ同等で、役職に登用するが、転動はない」という地域限定の総合職がある。この事例として、明治安田生命保険相互会社では、従来は総合職の全国型と地域型、一般職と活躍範囲を限定していたが、これらを全国型と地域型の総合職に一本化し、役割(職制・職務)に応じた処遇も共通化することで、「同一職務=同一賃金」の体系を整備した。さらに全国型職員に加算給与を支給する等処遇の引き上げを図り、挑戦する女性を後押しする制度改革を行っている。

### 4 残業削減への対応

残業削減のマネジメントは、①現状分析による本質的な問題点の発見 ②経営トップによるメッセージの発信 ③目的・目標の共有による雰囲気醸成 ④社員の意識改革・業務改革 ⑤残業削減分の賞与へ上乗せ等処遇に反映というサイクルで行うが、このうちのいずれが欠けても成立しない。処遇に反映する事例として、⑤に生産性連動賞与をあげたが、これは労働時間の削減による人件費の減少額を社員に還元するもので、各々の削減時間等をポイント化し、そのポイントに応じて賞与額に上乗せする方法である。このほかにも、毎月、一定の時間をみなし残業として手当を支給する定額残業代がある。この活用にあたっては、①就業規則において当該手当が割増賃金であることを明記する ②みなし残業代の金額とそれに対応する時間を明確にする ③みなし残業時間を超える残業が発生した場合は、その超過時間分を別途支給することが法的に求められている。

参加者からのアンケートでは、「再雇用制度にモチベーションを確保するヒントを得た。」等の意見が寄せられ盛況でした。



講演される森中講師